

議 案 第 6 9 号

新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に、「という。」を「という。）」（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳6月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

第2条の3第2号中「この条」を「この条及び次条」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、

又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6月到達日（当該配偶者がする市等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において市等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」を「別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」に改め、同条第7号中「こと」を「こと又は第2条の4に規定する場合に該当すること」に改める。

第4条中「別居したこと」を「別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」に改める。

第11条第7号中「別居したこと」を「別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、非常勤職員が2歳に達するまでの子を養育するために育児休業をすることができる特別の事情について規定する等のため、本案を提出する。